平成２３年（フ）第１３７９号
京都市上京区東堀川通上長者町下る二町目32番地　ライオンズマンション京都東堀川207号
債務者　駒田由利子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３８０号
京都市上京区東堀川通上長者町下る二町目32番地　ライオンズマンション京都東堀川207号
債務者　駒田　浩也
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３０号
京都府八幡市橋本尻江４番地の70
債務者　Ｓｔｕｄｉｏ　ｍＡｈｋこと　林　耕一
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１９５号
京都市北区衣笠東開キ町５番地
債務者　吉田　譲次
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２２３号
京都市左京区田中大堰町３番地４
債務者　塩川　智久
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３１３号
京都市南区西九条東比永城町５番地
債務者　古澤　清一
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３２４号
京都市山科区北花山山田町13番地
債務者　野村　尚志
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３９４号
京都市右京区山ノ内苗町４番地17
債務者　中村　慶彦
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７４号
京都府福知山市土師新町１丁目245番地　レオパレスセジュールⅢ203号
債務者　田邊　　淳
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第７号
京都府福知山市字堀2600番地の32　ユニバースマンションＢ202号
債務者　古田　美和（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第１４３８号
堺市北区北花田町３丁31番地３　タウニーＭ101号
債務者　上山　一馬
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７９５号
堺市西区浜寺石津町中３丁15番19号　福商ビル３Ｆ号
債務者　濱田　　淳
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１８２号
大阪府柏原市円明町３番48号
債務者　至田　又久
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２０６号
大阪府松原市柴垣２丁目529番地の７
債務者　大森統圭こと　髙　　仁澤
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２２９号
堺市西区原田105番地１　和光Ｉ―102号、前住所堺市西区鳳南町５丁570番地１
債務者　阪東　恵一
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２３６号
堺市中区深井北町3160番地　陵南グリーンハイツ202号
債務者　藤原　憲二
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２４４号
大阪府柏原市今町１丁目２番13―304号
債務者　食酒宴処さわきこと　佐脇　俊治
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係